

狭山市「週休2日工事」に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、狭山市が発注する建設工事において「週休2日工事」を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

(1) 週休2日工事

完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

(2) 現場閉所型の週休2日工事

対象期間において、現場閉所及び現場休息（以下、現場閉所等という。）による週休2日に取り組む方式。

① 週休2日

ア 完全週休2日

対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所等を行うことをいう。

イ 月単位の週休2日

対象期間において、月ごとに4週8休以上の現場閉所等を行うことをいう。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所等を行うことをいう。

② 現場閉所

巡回パトロール（現場閉所日の現場監視のためのパトロール）や保守点検等、現場管理に必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

③ 現場休息

営繕工事における分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

④ 4週8休以上の現場閉所等

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(3) 交替製の週休2日工事

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という。）が交替しながら週休2日に取り組む方式。

① 週休2日

ア 完全週休2日

対象期間において、全ての週で、対象者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保することをいう。

イ 月単位の週休2日

対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに4週8休以上の休日を確保することをいう。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、対象者が交替しながら4週8休以上の休日を確保することをいう。

② 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日も含む。

③ 4週8休以上の休日

対象期間において、現場に従事した対象者の平均休日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象期間）

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完了日までの期間とし、この場合において、工事着手日は、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいい、工事完了日は、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間のほか、受注者の責によらず週休2日工事の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

（対象とする工事及び発注方式）

第4条 対象とする工事は、工事の種別、規模等を勘案して、発注者が指定する。

2 発注者は、特記仕様書等に別紙1のどちらかを記載する。

3 次に掲げる工事は、本要領の対象外とする。

（1）緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

（2）前号に掲げるほか、週休2日工事の実施が困難であると発注者が判断した工事

（多様な働き方の取扱い）

第5条 受注者が、1年単位の変形労働時間制（※1）の活用等により、当該工事における週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事において週休2日工事を達成したものとみなす。

※1 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（発注者への報告）

第6条 受注者は、工事完成時に様式1（「週休2日工事 取組報告書」）により週休2日工事の実施状況を監督員に報告する。

（工事成績評価における評価）

第7条 工事成績評価における加点は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第8条 その他必要な事項は別に定める。

附則 本要領は、令和8年10月1日から施行する。

別紙1 特記仕様書等の記載例（第4条関係）

「特記仕様書」

（週休2日工事の対象の場合）

第●条 週休2日の対応

受注者は『狭山市「週休2日工事」に係る事務取扱要領』に基づき、履行状況を発注者へ報告するものとする。取扱要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ（トップページ）＞事業者向け情報＞入札・契約

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/oshirase/index.html>

（週休2日工事の対象外の場合）

第●条 週休2日の対応

本工事は、週休2日の取り組みの対象外とする。